

令和 7 年 9 月 8 日制定

東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業 (令和 7 年度)

報奨金事業 参加申請等の手引き

【申請者用】

令和 7 年 9 月

【お問い合わせ先・事務処理サポート】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 環境局 自然環境部 計画課

キョン報奨金担当

TEL : 03-5388-3419

受付時間 : 月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く。)

9時～12時、13時～17時



はじめに

本「報奨金事業 参加申請等の手引き」（以下「手引き」といいます。）は、東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業（以下「本事業」といいます。）に関して、必要な事項を記載しています。

本事業への参加に当たっては、参加申請、張り網や箱わな（以下「張り網等」といいます。）の設置、毎日の見回り、捕獲通報、報奨金の支払い等について、手引きの内容を十分にご認識された上で、申請されますよう、お願いいたします。

なお、本事業は、令和7年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）及び令和7年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。

【目次】

第1章 事業目的と概要	4
1 事業目的	4
2 事業内容	4
(1) 事業概要	
(2) 報奨金交付対象者	
(3) 報奨金交付条件	
(4) 報奨金の額	
(5) 事業フロー	
第2章 事業参加申請について	7
1 事業参加の申請方法	7
(1) 電子申請（LoGoフォーム）による申請	
(2) 申請書の提出（紙申請）による申請	
2 事業参加申請後の流れ	12
第3章 張り網等の設置、見回り・捕獲通報について	14
1 張り網・箱わなの設置	14
2 毎日の見回り	16
3 捕獲通報	17
第4章 報奨金のお支払い	20
1 報奨金の額の確定	20
2 報奨金の支払い	20
第5章 その他	20

第1章 事業概要

1 事業目的

本事業は、東京都大島町において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているキョン（偶蹄目シカ科：*Muntiacus reevesi*）の根絶を図るため、銃器捕獲が難しい市街地において、張り網等の設置、見回り、捕獲通報等による、住民のみなさまの協力を得て、捕獲の強化を進めていくことを目的としています。

2 事業概要

（1）報奨金交付対象者

- **東京都大島町に居住する住民の方** が対象です。

（👉 注意！）

- ・ 島内に居住していない方（土地所有のみ等）や法人は、報奨金の交付の対象となりません。
- ・ 都が発注する大島キョン防除委託を受託する事業者及び都が指定する事業者において、キョンの捕獲に従事している方は申請できません。
- ・ 既に東京都が設置した張り網等がご自宅等にある方は、申請により交付の対象となります。
- ・ 実施要項 第4の但書に該当する方は対象外となります。
（例：暴力団員等、税金滞納者等）

(3) 報奨金交付条件

○ 報奨金交付には、下記の条件をすべて満たす必要があります。

- ✓ 住民の方が居住する住宅等に、張り網又は箱わなの設置が可能な方（既に東京都が設置済の場合も含みます。）
- ✓ 原則として、毎日、わなの見回りが可能な方
- ✓ キョンの捕獲確認後、都が指定する通報窓口へ連絡

(👉 注意！)

- ・ 住居から離れた場所（農地等）でも、原則、毎日の見回りが可能であれば設置いただけます。
- ・ 土地を借りている場合、土地所有者からの承諾が得られれば、設置いただけます。申請書と併せて、土地所有者が記入した土地の無償使用承諾書をご提出ください。
なお、土地所有者と使用者が同一の場合も、土地の無償使用承諾書のご提出は必要です。
- ・ 毎週土日は不在にするなど、定期的に連日不在にする場合は、設置をお断りする場合があります。設置後にその事実が判明した場合は、張り網等を撤去します。

(4) 報奨金の額

○ **1 個体回収につき 8,000 円**

(👉 注意！)

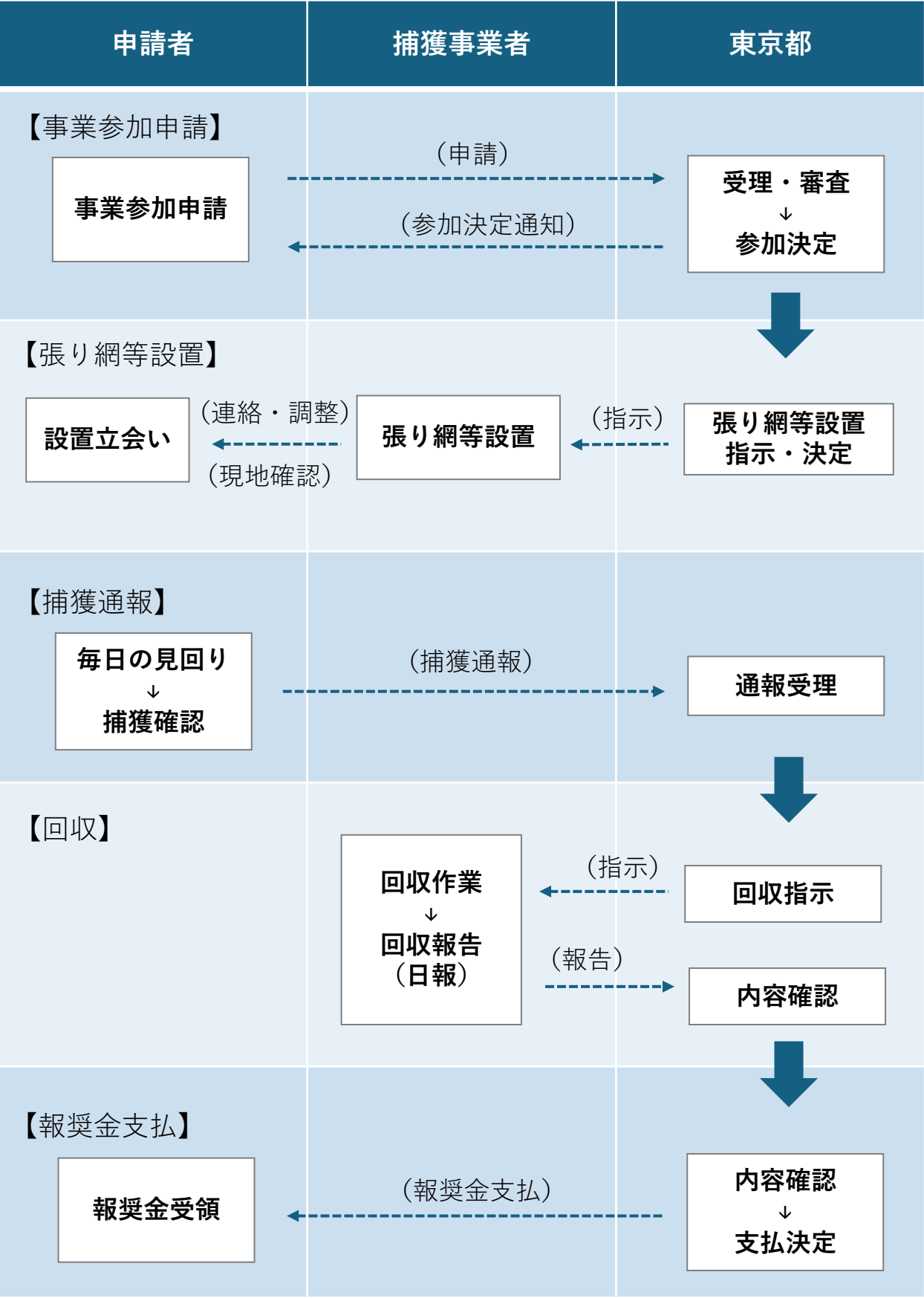
- ・ 都が指定する業者による個体の回収までにキョンが逃げてしまった場合は、報奨金の対象にはなりません。
- ・ 報奨金の支払金額によっては、確定申告が必要となります。
詳しくは、国税局電話相談センター※にお問い合わせいただくか国税局HPをご覧ください。

※0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

（国税庁タックスアンサー（よくある税の質問））

(5) 事業フロー



第2章 事業参加申請

1 事業参加の申請方法

(1) 電子申請（LoGoフォーム）による申請

① QRコードまたは下記検索により申請フォームにアクセス



(申請フォーム)



東京都 キョン

② アカウントの作成

- 初めて登録される方はアカウントを作成してください。
(既にアカウントをお持ちの方は、③からご登録ください。)

STEP 1 申請フォームにアクセスし新規アカウント登録へ

新規アカウント登録して申請

アカウントをお持ちでない方は、アカウント登録をして申請にお進みください。

アカウント登録でマイページをご利用できます

- ① 自分の申請履歴を確認できます。
- ② 氏名や住所などの登録内容を利用して、申請フォームへ自動入力できます。
- ③ 電子文書の確認や支払いが必要な申請もすぐわかります。



新規アカウント登録

- アカウント登録により、マイページから以下の事項が利用可能になります。

- ・ 申請履歴の確認
- ・ 申請フォームへの自動入力
- ・ 電子文書等の確認

ここから登録！

STEP 2

LoGoフォーム

新規アカウント登録画面

LoGoフォーム
新規アカウント登録

不正アクセスの被害が増加しています。
そのため、パスワードの使い回しや、他人に推測されやすいパスワード（例：誕生日や「123456」など）の使用はお控えください。
みなさまのアカウントをより安全にご利用いただくため、2025年8月5日より二段階認証の設定が必須となります。

受信可能なメールアドレスを入力してください。
アカウント登録用のメールをお送りします。

※「no-reply@logoform.jp」が受信拒否設定になっていないか、事前にご確認ください。

メールアドレス

0 / 128

アカウント登録用のメールを送信

または

- 受信可能なメールアドレスをご登録ください。
- 登録いただいたメールアドレスに登録用メールが送付されます。
- 「no-reply@logoform.jp」からメールを受信できるように設定してください。

登録後、
こちらをクリック！

STEP 3

LoGoフォーム

アカウント登録のご案内メール

[LoGo フォーム]アカウント登録のご案内

LoGoフォームのアカウント登録をお申込みいただきありがとうございます。

以下のURLにアクセスし、アカウント登録を完了してください。

https://logoform.jp/signup?auth=9puzArEmKk0EWKZUil-CItHSUUv6E14hZhSyoE4NwySOTc5x8E0PssgNbftMJ5_o080xFHzaAx2KVTLuxzsjdlI5YvYLkZhkra5AYJMsFitWxC0uAFITWY657AWzrFByzyK7a4_iHC8lx5naw4Q5oQ&backurl=%2Fform%2Fmgform%2F1093CS1

【ご注意】

- ・本メール受信時点では会員登録は完了していません。
- ・アカウント登録用のURLの有効期限は24時間です。
24時間経過後は、再度アカウント登録手続きを行ってください。

※このメールは、送信専用メールアドレスからお送りしています。ご返信いただいてもお答えできません。ご了承ください。

- 登録したメールアドレスにURLが届きます。
- URLをクリックし、アカウント登録をお願いします。

こちらのURLをクリック！
アカウント登録画面へ！

STEP 4

LoGoフォーム 必要事項入力画面

LoGoフォーム
新規アカウント登録

1 2 3

アカウントを作成します。項目へ入力し、「確認」を押してください。
下記情報は電子申請時、フォームに自動入力されます。

アカウント種別

☒ 個人 ☐ 法人 **必須**
アカウント種別はあとから変更できません

利用者情報

氏名

氏 **必須** 東京

名 **必須** 太郎

2 / 64

○ 必要事項の入力をお願いします。

・氏名
・住所
・パスワード等
の登録が必要です！

アカウント種別は「個人」に
チェックをお願いします。

※「法人」は選択しないでください。

パスワードは忘れずに
保管してください。

STEP 5

LoGoフォーム アカウント登録完了

LoGoフォーム
新規アカウント登録

✓ ✓ 3

✓ **アカウントを登録しました**

登録したメールアドレスにアカウント情報を送信しました。アカウント情報は大切に保管してください。
現在、あなたはログイン中です。このまま申請へお進みください。

申請へ進む

○ 全ての事項を入力後、
申請へ進むをクリック！

アカウント登録は終了です！

⇒続いて申請登録へ！

必要事項入力後、
こちらをクリック！

③ 報奨金事業参加申請（既にアカウントをお持ちの方はここから！）

STEP 1 注意事項の確認

共通事項（必ずご確認ください）

1. 申請書に記載されている申請者氏名、住所、電話番号等張り網等の設置や捕獲された個体の回収に必要な情報については、都から事業者提供します。

2. 張り網等にキョンがかかっているか、原則、毎日の見回りをお願いします。定期的な不在があり、毎日の見回りができない場合は、張り網等の設置をお断りします。

3. キョンの回収受付は、平日9時から17時までとなります。16時以降の受付は、翌営業日の回収となります。原則、夜間や土日祝日は対応できません。また、通報をいただいてから、実際に事業者が回収に伺うまでには、時間がかかる可能性があります。

4. 張り網等にかかったキョンの回収のために、事業者が敷地内に立ち入ります。原則、立ち合いは不要です。

5. 通報をいただき、事業者が回収するまでに何らかの理由でキョンが逃げた場合は、報奨金の支払い対象にはなりません。

6. 年末年始の捕獲は行いません。年末に順次事業者が張り網等が稼働しないよう作業を行い、年始も同様に順次再開します。作業の時期は、対応する張り網等の状況により前後する場合があります。作業日程等のご希望には対応できません。

○ 注意事項を必ずお読みなり、ご承諾をお願いします。

STEP 2 必要事項の入力

氏名

氏 必須
東京

2 / 64

名 必須
太郎

住所

郵便番号 必須
1638001

7 / 8

都道府県 必須
東京都



市区町村 必須
新宿区

3 / 64

番地 必須
西新宿2丁目8-1

○ 各項目に沿って入力をお願いします。

・ 氏名
・ 住所
・ 電話番号
・ 生年月日
・ メールアドレス
・ 口座情報等
の登録が必要です！

STEP 3

位置情報等の登録

Q3. 自宅または農地の場所にピンを落としてください。
「現在地を計測」を押すと現在地にピンが落ちます。



○ 最初に入力した住所が表示されます。

○ 住宅・わな等を設置したい場所を地図上でクリックしてください。

STEP 4

申請登録完了

入力フォーム

✓ ✓ ✓ 4

送信完了

ご入力ありがとうございました。

< 受付番号: VX00000428 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

マイページの [申請一覧](#) から申請内容をご確認いただけます。

○ 以上で申請登録は完了です。

○ マイページの申請一覧から、申請内容をご確認できます。

(2) 申請書の提出（紙申請）による申請

- 電子申請を推奨していますが、所定の申請様式の郵送による事業参加申請も可能です。
- 申請書類に必要事項を記入いただき、下記までご郵送ください。
- 申請書類は、9月8日（月）から以下の場所で**配布**します。

- ・ 大島公園事務所
- ・ 大島支庁土木課
- ・ 大島町役場

【申請書送付先】

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎19階中央
東京都 環境局 自然環境部 計画課
キョン報奨金担当 宛

※ 郵送料は各自ご負担ください。

2 事業参加申請後の流れ

- 事業参加申請書をご提出後、都において、書類等の審査を行い、
適当と認めるときは、本事業の参加者として決定します。
- 本事業の参加者と決定としたときは、都から、**参加決定通知書を
申請者宛、通知します。**（非決定の場合はその旨を通知）
- 参加決定通知書は、電子で申請された方にはLoGoフォームより
通知します。（紙申請の方はご郵送します。）
- 事業決定の通知後、新たに張り網等を設置する場合は、**都が指定
する事業者から、張り網等の設置の日程調整等についての連絡を
します。**

(👉 注意！)

- ・ 申請状況により、参加決定通知書の通知、事業者からの連絡に時間を要する場合があります。
- ・ 参加決定通知の送付までは、報奨金の対象にはなりません。キョンの捕獲等があった場合は、これまで通り速やかに大島公園事務所までご連絡ください。

第3章 わな等の設置、見回り・捕獲通報について

1 張り網・箱わなの設置

○ 報奨金の対象となるわな等は「張り網」と「箱わな」です。

対 象



張り網：高さ70cm程度の**黒色の網**



箱わな：高さ50cm程度で箱型

対象外



誘導柵：高さ130cm程度の**緑色の網**

- 張り網等の設置費用は、**東京都が負担**します。
- 申請後、書類の内容を審査し、参加決定通知を送付いたします。
その後、新たに張り網等を設置する場合は、都が指定する**事業者からの連絡**により、**わなの設置の日程等を調整**させていただきます。
- 申請書に記載された住所、氏名、電話番号等張り網等の設置や捕獲された個体の回収に必要な情報については、都から事業者に提供します。
- 現地確認及び張り網等の設置の際は、**立会**をお願いします。
- 張り網等の設置場所については、住民の方の意向を伺い、都が決定します。ご希望に添えない場合があります。

- 張り網等を設置するために草刈りや剪定等などの整備が必要な場合は、張り網等を設置する前に申請者に行っていただきます。
- キョン以外の動物（鳥類、ネコ等）が誤って張り網等にかかってしまい、ケガ等をすることを避けるため、現場確認に時間を要する場合があります。
また、現場確認の結果、近隣でネコの屋外飼育等が確認された場合、張り網等の設置ができないこともあります。
- キョン以外の動物が張り網等にかかった場合は、動物の安全面の観点から、一定期間、張り網等を停止する場合があります。
- 張り網等の設置後は移動はできません。やむを得ない事情により張り網等を移動したい場合は、**東京都環境局キョン報奨金担当（03-5388-3419）**へご相談ください。ご自身で張り網等を移動させることはおやめください。

（👉 注意！）

- ・ 申請状況により、申請から張り網等の設置までに時間を要する場合があります。
- ・ 1 申請で設置できる張り網等は、**原則、張り網50m以内、箱わな 1 基**です。
- ・ 申請対象の張り網・箱わな以外で捕獲されたキョンは報奨金の対象とはなりません。

2 毎日の見回り

- 張り網等の設置後、**原則、毎日の見回り**をお願いします。
- 参加決定通知送付後、やむを得ない事情により長期間不在となり、張り網等の見回りができない場合は、一週間前までに、**東京都環境局キョン報奨金担当（03-5388-3419）**へご相談ください。
事業者がわなが作動しないように対応します。
また、お戻りになった際もご連絡ください。事業者がわなを再開しに伺いますが、作業までにはお時間をいただく場合があります。
- わな等が破損した場合は、**東京都環境局キョン報奨金担当（03-5388-3419）**までご連絡ください。
- 万が一、**張り網等にキョン以外の動物（鳥類、ネコ等）がかかった場合**、速やかに**東京都環境局キョン報奨金担当（03-5388-3419）**までご連絡ください。

3 捕獲通報

- キョンの捕獲が確認された場合は速やかに、捕獲連絡をお願いします。



【捕獲連絡先】

東京都環境局キョン報奨金担当： 03-5388-3419

- ご連絡をいただく際は、参加決定通知書に記載の「氏名」と「参加決定番号」をお伝えいただくとスムーズです。
- **キョンの回収受付は、平日9時から17時まで**となります。16時以降の受付は、翌営業日の回収となります。**原則、夜間や土日祝日は対応できません。**
また、通報をいただいてから、実際に事業者が回収に伺うまでには、**時間がかかる**可能性がありますのでご了承ください。
- 張り網等にかかったキョンの回収のために、事業者が敷地内に立ち入ります。原則、立ち合いは不要です。

○ 通報をいただき、事業者が回収するまでに何らかの理由でキョンが逃げた場合は、報奨金の支払い対象にはなりません。

また、申請対象の張り網等以外で捕獲されたキョンは報奨金の対象とはなりません。

○ 年末年始の捕獲は行いません。年末に順次事業者がわな等が作動しないよう作業を行い、年始も同様に順次再開します。作業の時期は、対応するわな等の状況により前後する場合があります、作業日程等のご希望には対応できません。ご自身でわな等の作業を行うことは、法律違反となる可能性があります。

○ 捕獲されたキョンには触れないでください。

○ 捕獲されたキョンを放すと、法律違反となる可能性があります。

○ 緊急の場合は、**大島公園事務所（04992-2-9111）**にご相談ください。

<外来生物法で規制されている事項>

<特定外来生物で規制される事項>

飼育・栽培



運搬（生きたまま移動させる）



保管



輸入



野外への放出、植栽、は種（種をまくこと）



許可を受けていない者に対する譲渡など



出典：環境省

<外来生物法での罰則>

分類	行為（対象：特定外来生物）	罰則（拘禁刑または罰金）	
		個人	法人
輸入関係	許可なく輸入した場合	・ 3 年以下 または ・ 3 0 0 万円以下	・ 1 億円以下
	許可なく輸入した場合（※未判定外来生物）	・ 1 年以下 もしくは ・ 1 0 0 万円以下	・ 5 千万円以下
販売関係	許可を受けていない者に対して販売や配布をした場合	・ 3 年以下 もしくは ・ 3 0 0 万円以下	・ 1 億円以下
飼養関係	許可なく飼養等をした場合（販売・配布目的）	・ 3 年以下 もしくは ・ 3 0 0 万円以下	・ 1 億円以下
	許可なく飼養等をした場合（愛がん（ペット）等の目的）	・ 1 年以下 もしくは ・ 1 0 0 万円以下	・ 5 千万円以下
	偽りや不正をして飼養等の許可を受けた場合	・ 3 年以下 もしくは ・ 3 0 0 万円以下	・ 1 億円以下
放出関係	許可なく野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合	・ 3 年以下 もしくは ・ 3 0 0 万円以下	・ 1 億円以下

出典：環境省

第4章 報奨金のお支払い

1 報奨金の額の確定

- 都が指定する事業者から提出のあった回収報告書に基づき、内容を審査し、交付すべき報奨金の額を確定し、都から額確定通知書を送付します。

（住民の方からの報奨金の請求手続きは不要です。）

- なお、必要に応じて張り網等の設置状況、捕獲場所、現地状況の確認等を行うことがあります。

2 報奨金の支払い

- 報奨金の支払いは、毎月末締め、翌月下旬を目途に、対象決定者が参加申請時に指定した口座に、振り込みを行います。

（状況により遅れる場合があります。）

- 報奨金の支払金額によっては、確定申告が必要となります。詳しくは、国税局電話相談センター※にお問い合わせいただくか国税局HPをご覧ください。

※0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

（国税庁タックスアンサー（よくある税の質問））

第5章 その他

- 本事業への参加を中止しようとする場合は、都が指定する申請書を提出し、都の承認を受けてください（交付要綱第7条）。

- 参加決定後に、氏名、住所、電話番号など、申請書の内容に変更が生じた場合は、都が指定する届出書を提出してください（交付要綱第9条）。

なお、住所の変更があった場合は、変更前の住所に設置してある張り網等は撤去します。変更後の住所が大島町内であって、報奨金制度に参加を希望する場合は、新たに参加申請の手続きをしてください（交付要綱第10条）。

- 本事業の参加決定後、参加決定者が交付要綱第13条の各号（不正手段による交付、暴力団員等に該当など）のいずれかに該当する場合には、本事業の参加決定を取り消す場合があります。
- 交付要綱第13条の規定に基づき、本事業の参加決定を取消しをした場合、既に当該取消しに係る部分に対する報奨金の支払をしているときは、期限を定めて当該報奨金の全部又は一部の返還を命じる場合があります。
- 本事業は、東京都大島町における特定外来生物「キョン」の根絶を図るためのものです。本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- 本事業への参加希望者が都に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 東京都から資料の提出や修正の指示があった場合は速やかに対応をお願いします。適切な対応をいただけない場合、参加決定の取消しなどを行う場合があります。
- 偽りその他の不正な手段により、報奨金を不正に受給した疑いがある場合には、報奨金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 上記の事項に違反した場合は、都からの報奨金の対象決定及びその他の決定を取り消します。また、都からの報奨金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくことになります。
- 要綱や手引きに記載のない細部については、東京都からの指示に従うものとします。